

長寿医療 (後期高齢者医療) だより

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)は、医療費の増大が今後見込まれる中、将来にわたり国民皆保険制度を守り、家族や社会のために長年尽力した高齢者が安心して医療を受け続けられるように、若い世代と高齢者世代のみんなで支えあう医療保険制度です。今回は、このたび見直しが行われた保険料の新たな軽減と支払い方法についてお知らせします。

今年度限りの新たな軽減 (手続き不要)

◆均等割額について(年間分)
7割軽減の人(12,140円) ↓
8.5割軽減(6,000円)となりました。

◆所得割額について(年間分)
総所得金額等から33万円を引いた金額が58万円以下の人 ↓5割軽減されました。
※公的年金収入だけの場合は、年間額211万円以下で所得割が5割軽減となります。

口座振替による 保険料の納付も可能に (手続きが必要)

保険料の支払いは、原則として年金からの天引きとなっておりますが、次の要件を満たした場合は、口座からの支払いに変更できます。

◆本人の口座からの支払いができる場合

国民健康保険に加入し、国税を確実に支払いしていた世帯主

◆世帯主が配偶者の口座から支払いができる場合

本人の年金収入が180万円未満の人

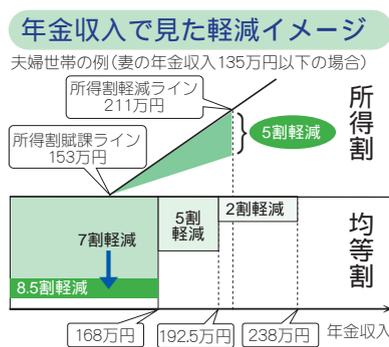
社会保険料控除の対象となる人	
保険料は、 所得税・市県民税の 社会保険料控除の対象となり、 次のとおり取り扱われます。	
年金天引きの人	被保険者本人に適用
被保険者本人の口座から支払いの人	被保険者本人に適用
世帯主または配偶者の口座から支払いの人	口座振替により支払った人に適用

今回の制度の見直しを含めて、長寿医療制度について市民の皆さんに理解を深めてもらうため、出前講座を行なっています。どうぞ利用してください。

保険料の計算方法

$$\text{均等割額 } 40,467\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 7.14\% = \text{一人あたりの保険料}$$

世帯の所得が低い人の均等割額は、7割、5割または2割軽減されます。



年金収入のみの人の計算例

見直し前	年金収入	均等割額	所得割額	保険料(年額)
夫	165万円	12,140円(7割軽減)	8,568円	20,708円
妻	79万円	12,140円(7割軽減)	0円	12,140円

↓

見直し後	年金収入	均等割額	所得割額	保険料(年額)
夫	165万円	6,000円(8.5割軽減)	4,284円(5割軽減)	10,284円
妻	79万円	6,000円(8.5割軽減)	0円	6,000円

問い合わせ先
保険料の軽減・社会保険料控除について
市民税課(☎0848-6060605)
5) 保険料の口座振替について
納課☎0848-6034、出前講座☎0848-6056

これからもお元気で！笑顔で長寿を祝福



▲五藤市長からお祝いの言葉を贈られる西本さん

9月16日、今年度で100歳を迎える久井町の相田ウメノさんと宮浦三丁目の西本マツヨキさんを、五藤市長がそれぞれ訪問し、笑顔で長寿を祝いました。

五藤市長は「おめでとございます。これからもどうぞ元気でいてください」と記念品を手渡しました。

西本さんは「みんながよくしてくれて、苦労していることは何もありません。楽しみはテレビでニュースを見ることです」と、家族とともに元気で暮らしている喜びを語りました。

今年度、市内で100歳を迎える人は22人で、100歳以上の人は77人、最高齢は109歳です。敬老の日を中心に、9月は146会場、今月も11会場で、町内会や女性会、社会福祉施設などの主催により、敬老事業の開催や記念品が贈られます。